

# 参 考 資 料

印紙税法第5条別表1の17  
の規定により非課税

No.

作成日

**上 様**

東京司法書士会会員  
簡裁訴訟代理権認定司法書士

**細 野 隆 一**

ほその司法書士事務所  
〒191-0022  
東京都日野市大字新井768-5  
T・FLAT101  
TEL 042-594-2252  
FAX 042-843-0609  
email:ryu@office-hosono.com

**資料をお見せ下さい。正確なお見積もり致します！**

報酬額のおれこれ	単 価	数 量	金 額	備 考
所有権移転(1号仮登記も同様)			25,000円～	売買決済の立会は12,000円を加算
所有権移転登記請求権仮登記			20,000円～	相続事件加算7,000円
上記は、課税標準額を1,000万円として算出。原則として、日当を含みます。				筆数加算1筆につき800円を加算
売買契約書、遺産分割協議書 等の登記原因証明情報の作成	6,000円～	1		敷地権付マンション12,000円を加算
上記以外の書類作成費用	3,000円～	1		内容、作成枚数により各加算あり
申請前の各種調査費用	3,000円～			戸籍、評価証明書取り寄せなど
本人確認情報提供手続き	40,000円～		抵当権設定で面識ありの場合	所有権移転は、65,000(面識あり)円～
所有権保存(認定価格※1で1,000万円として算出)			10,000円～	軽減証明書取り寄せは6,000円(保存)～
抵当権設定(債権額1,000万円として)			20,000円～	根抵当権は共同担保加算あり
登記事項証明書(公図も同様)	800			同じもの2通目以降は600円
参考資料として、メモ書き程度に まとめてみました。			遠方の法務局への出張の場合は、日当が必要です。 目安として、那須、松本、下田で30,000円程度(但し、1回分)	
不動産登記費用は、案件により様々です。 具体的資料を前に正確にお見積もりします。 また、事務所により費用の規定は様々です。 十分に比較検討して、依頼してください。事前に面談して委任するか否かをご検討なさることを強くお勧めします。			小 計	報酬額には、消費税は含まれません。
			消費税	
			報酬計	①
登録免許税・印紙税等	単 価	数 量	金 額	備 考
所有権移転(売買)1,000分の20	建物(売買)の場合で		200,000円	土地の売買は、1,000分の10
課税標準額を1,000万円として	軽減証明書ありの場合	1,000分の3		贈与は土地も1,000分の20
所有権移転(相続)1,000分の4			40,000円	相続人に対する遺贈も同様
所有権保存1,000分の4(軽減証明書あり・・・1,000分の1.5)			40,000円	但し建物認定価格は1,000万円として
抵当権設定1,000分の4(軽減証明書あり・・・1,000分の1)			40,000円	但し、債権額1,000万円として
印紙代、証明書、交通費などの実費			?	かかった分だけご請求します。
所有権移転の登録免許税は 固定資産の評価額が基準となります。 全部合計して、1,000円未満を切捨てます。 また、登記申請のための事前調査に要する実費 分は案件により様々ですので、注意が必要です。			経費計	②
				①+②
			?	③お値引き
			総合計	? ①+②-③

**登記費用を節約するために、ご自分で準備できることはご自分で！！**

※1 認定価格・・・東京法務局管内で木造の居宅では、1㎡=79,000円×床面積の合計(築年数により軽減措置あり)